

令和3年6月1日から
食品衛生法が改正され、
新たな許可制度が始まります！

食品等事業者の皆様へ

1 改正食品衛生法に基づく手続きについて

食品衛生法の改正により、食品営業許可の有効期間が**令和3年6月1日**以降の場合は、改正食品衛生法による**新規の営業許可申請**が必要になります。

営業許可の有効期間が、**6月30日**までの食品業者の方は、**6月1日から6月30日**までに**食品営業許可申請**をしてください。

2 営業施設基準が改正されます

改正食品衛生法により、営業施設基準が改正されます。
特にご注意ください。基準として、従業員の手洗い設備は、「**洗浄後の手指の再汚染を防止できる構造を有するもの**」が求められます。

～「**手指の再汚染を防止できる構造**」とは～

手指の洗浄後に、手指が直接接触することなく止水ができるものです。
具体的には、**センサー式**や**レバー式(肘で操作できるもの)**等になります。
ハンドル式は手指の再汚染を防止することはできないため不可となります。



3 HACCPに沿った衛生管理の制度化

一般衛生管理に加え、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(**衛生管理計画書の作成及びその実施記録**)の実施が必要になります。

〇問い合わせ先 筑西保健所衛生課 TEL:0296-24-3913